

改正派遣法に基づくマージン率の公開について

有限会社 小林工業所

平成 24 年 10 月 1 日施行の「労働者派遣法改正法」により、派遣元事業者（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金を派遣労働者に支払う賃金の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）

このマージン率は、以下の計算式で算出します。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \quad \text{(小数点第 2 位を四捨五入)}$$

平成 30 年度における情報提供を下記に記します。

(1) 派遣労働者の数	5 人
(2) 派遣先の数	1 社
(3) 派遣料金の平均額	38,400 円
(4) 派遣労働者の賃金の平均	17,600 円
(5) マージン率	54.2%
(6) 教育訓練に関する事項	● 個人情報保護に関する研修（1 回／年） ● 情報セキュリティに関する研修（1 回／年）
(7) 福利厚生に関する事項	年次有給休暇、定期健康診断等

マージンの内容について（1 日当たり）

	金額（円）	割合（％）
平均賃金（1 人）	17,600	45.8
労働保険費	225	0.6
社会保険費	2,925	7.6
滞在宿泊費	7,000	18.2
帰省費	1,231	3.2
キャリア研修・有給休暇等	758.6	2.0
事務所費／光熱費／交通費	2,071.2	5.4
企業利益	6,589.1	17.2
派遣費	38,400	100

以上